

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 933 号 2
令和6年（2024年）1月9日

株式会社石長
代表取締役 杉山 洋一 様

鎌倉市長 松尾



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 5-29 号
土地利用類型 の 名 称	大船地域まち並み型商業地
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市大船二丁目206番22
行為の 種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none">・比較的商業・業務系が集積した土地利用となっているが、芸術館通りに中高層の建築物が連担している他は、低層の建築物を中心としたまち並みが形成されている。・駅周辺にふさわしい商業系土地利用の誘導、既存の集積を活かした中心商業と地域商業の調和による魅力的な商業地の誘導が求められる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の基調色は景観計画に適合している。・接道部は適切に緑化されている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	